

地研通信

発行人 茂木陽一
編集人 小西啓文
発行所 三重短期大学地域問題
総合調査研究室
津市一身田中野157番地
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

有事法制にみる「地方自治」

成澤 孝人

有事法制と「この国のかたち」

この間の憲法論議において、好んで主張されている言葉に「この国のかたち」というものがあるが、2003年から2004年に制定された有事法制によって、実定法の上での「この国のかたち」は、著しく変化した。以下では、その内容を簡単に検討する。

有事法制の基本的しくみ

有事法制が成し遂げたことを端的に表現すれば、「この国」が、現実には戦争を行うことを可能にしたということに尽きる。確かに1954年以来、自衛隊は存在しているが、自衛隊法には防衛出動の規定はあっても、現実には戦争をするための具体的規定が存在していなかった。それが、これまでの「この国のかたち」であった。

94年政治改革は、「護憲」勢力の国会からの排除と首相への権限集中を成し遂げた。こうして55年体制は崩壊し、強力な首相と以前よりも抵抗力の弱い野党による疑似「二大政党制」のもとで、2003年6月、有事法制の第一段階である有事三法は成立した。

この有事三法は、有事法制の大枠を定めるものであった。しかるに、これらの法律においては、有事の輪郭が示されたに過ぎず、自衛隊や、地方自治体、指定公共機関が、どのような活動を行うのかについて、具体的なイメージをつかむことは難しい。武力攻撃事態対処法の文言からおぼろげに見えてくるのは、第一に、自衛隊と米軍が「武力攻撃を排除するため」に、武力を行使し、部隊を展開し、その他の行動を取るということ、第二に、地方公共団体と指定公共機関が、自衛隊と米軍に対して、「物品、施設、または役務の提供、その他の措置」を取るということである（事態対処法2条7号）。国民はそれらの活動に対して「必要な協力をするよう努めるものとする」とされた（同法8条）。

2004年の有事七法に至っても、内容の不明確性が根本的に解決されたわけではない。しかし、いわゆる「国民保護法」においては、有事において、地方自治体に対して何が要求されているのか、その一端がみえてきたように思う。

国民保護法に書かれている地方自治体の主要な役割をごく簡単に言えば、戦争に巻き込まれないような場所に住民を避難させ、被害に遭った住民を救援することである。

国が警報を発令し、都道府県知事に対して、避難措置や救援の指示を出す（国民保護法10条）。都道府県は、市町村長を経由して住民に対して避難を指示し、避難住民の誘導を支援し、避難住民等を救援し、緊急通報を発令し、待避を指示し、警戒区域を設定し、武力攻撃災害の防除または拡大の防止などの措置を行う（同法11条）。市町村は、住民に対し警報を伝達し、避難実施要領を策定して住民の避難を誘導し、避難を指示し、救援を実施し、警戒区域を設定し、消防を行うなど武力攻撃災害に係る応急措置に携わる（同法16条）。

以上のように、日本の有事法制は、中央が有事を認定し、計画を策定し、自衛隊と米軍が戦闘を行うという一本の大きな柱と、市民が、中央の指示を受けた地方公共団体に従って避難をするというもう一本の柱の二つで構成されている。最初の有事法制ができたとき、「国民保護法制」が先だ、という議論があったが、蓋を空けてみれば「国民保護」とは主に避難のことであった。それならば、災害と同じように自治事務にして、地方公共団体が自主的に判断し、対処を行えばよいようにも思われるが、法律は

そのようには考えていない。

しかし、ここで考えておかなければならないのは、外部からの攻撃に備えるために、このような集権的な法制度が必要なものである。国は、基本的な情報を地方自治体に伝え、地方自治体の行う活動については、地方自治体の主体的な判断に任せても良かったのではないだろうか。地方自治体は国の下部機関ではない。憲法によって自治権を付与された、憲法上国と対等な機関であることからすれば、災害と同様に、被害を受け、または受けそうな地方に基本的なイニシアティブを任せて、国はそれを援助するという形が望ましいのではないか。国家の方針に地方を従わせる法律は、「地方自治」の観点から問題があるように思う。

有事法制の目的

国民保護法によると、国が基本方針を策定した後、都道府県は国の指針に基づいて、市町村は都道府県の策定する計画に基づいて、それぞれ国民保護に関する計画を策定することになっている（国民保護法34、35条）。それに基づき指定公共機関や各地方自治体が主体となって「訓練」を行う（同法42条）。しかし、2004年12月に政府が示した基本指針によると、「有事」には、着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空機による爆撃の四種が想定されているが、実際に攻撃を予測することが可能なのは、着上陸侵攻に限定されるという。しかしながら、この点に関しては、政府自身が、現在日本に対して本格的な侵略攻撃が行われる可能性は低いことを認めているのである。それならば、一体何のために計画を策定し訓練を行うのか、目的がはっきりしないことになる。

このような状況で、都道府県は、国民保護法に基づいた計画を立てることに着手しはじめている。しかし、小泉首相がいうように、単に「備える」ための法律であるのであれば、特に計画を急ぐ必要性は少ないように思われる。他の動向も見極めながら、現行有事法制が、本当に日本の市民の安全を保護するためにふさわしい法整備なのかどうかという根本的問題を含めて、地方の視点から、熟慮を重ねながら慎重に決定するべきであろう。必要もないのに全国で「備え」が始まり「訓練」が行われるという事態は、普通の状況ではない。外からみたとき、この国は戦争の準備をしているように見えるかもしれない。供給が需要を生むということもある。慎重に慎重を重ねるべきだと思う。

安全を確保するために

わたしの懸念は、この数年の間、武力で安全を確保するという議論ばかりが先行しており、市民の安全を現実にどのように確保するか、という基本問題が軽視されているのではないかということである。「力」による安全確保は、あくまでも最終的手段でなければならない。その大原則を忘れたとき、権力は濫用され、市民の自由や幸福は（戦争になる場合には生命さえも）傷つけられることになる。

確かに国会では有事法制が制定された。しかし、現実に戦争になったとき直接被害を被る一般市民を「保護」する役割は地方自治体に任されている。地方自治体は、戦後初めて軍事的な活動の一端を担うという事態の重みをじっくり考えた上で、地方自治の観点から、慎重に議論を進めるべきだろう。

あのアメリカでさえ、9・11テロを防ぐことはできなかった。武力で安全を確保しようというのは一つの選択肢に過ぎない。わたしたちは、自分たちの安全を守るために、戦争をしないための努力を行うというもう一つの選択肢があることを忘れてはいないだろうか。そのためにできる最大のことは、他国と対話を継続し、公正な国際社会を築くために力を尽くすことであろう。これが数年前までの「この国のかたち」であつたし、日本国憲法が追求している理念である。

「時代の推移」に安易に流されることなく、歴史的経験を踏まえた冷静な議論が望まれる。

国民健康保険と三位一体の改革

長友 薫輝

1 三位一体の改革の影響

三位一体の改革とは、主に国から地方自治体への補助金削減、地方交付税の削減、国税から地方税への税源移譲という三点について、同時に解決を図ろうというものである。

その実績は2004年度で、国庫支出金1兆300億円、地方交付税2兆9,000億円が削減され、税源移譲額は6,500億円程度というものであった。2005年度予算財務省原案では、国からの補助金が約1兆4,000億円削減され、1兆1,000億円が税源移譲額とされている。

地方自治体への税源移譲の対象となる補助金削減の内訳は、義務教育費国庫負担金の削減（4,250億円）、そして国民健康保険（以下、国保と略記）の国庫負担見直し（5,449億円）が大半となっている。国保の見直しは国庫負担の一部を都道府県に置き換え、現在、国庫負担額が約3兆8,000億円となっている国庫負担の割合を引き下げ、削減を図るものである。現在、国保にかかる都道府県の負担額は1,600億円程度であり、この数倍の負担が都道府県に求められることになる。

2 国民健康保険の加入者の特徴

国保の加入者総数は4723万人であり、日本の総人口の37.21%が加入している（「平成12（2000）年度国民健康保険実態調査報告」（厚生労働省、以下「実態調査報告」と略記）。加入者は年々増加しており、総人口の40%に達する状況である。

国保加入者の特徴は市町村国保に限ってみれば、世帯主が無職であるという世帯が約半数を占めており、その大半は高齢者であるという点である。65歳以上の被保険者で37.2%、60歳以上で47.4%（「実態調査報告」と約半数を占めている。また、従来、国保は自営業者の保険と認識されてきたが、自営業者は18.3%、農林水産業は5.5%にすぎない。近年では、不況による中小企業の倒産や相次ぐリストラを起因とする失業者の増加を背景に、加入者が増加しているという傾向がみられる。

こうした状況から、国保の保険料が払えず滞納するという世帯の割合は年々増加し、411万6576世帯（2002年6月時点、厚生労働省調べ）に上り、全加入世帯の18.0%に達している（2003年6月には19.2%に増加）。一方で、国保保険料の収納率は2003年度で90.21%となり、過去最低を記録している。滞納者の増加により保険料の上昇は回避できず、以前にも増して高くなった保険料を支払えないという滞納者がさらに増える、という悪循環に陥ることになる。国保はこのような被保険者を抱えており、国保財政は破綻に瀕しているともいわれているが、その運営については保険者である地方自治体が苦慮しているところである。

3 三位一体の改革と社会保障改革

遡ってみれば、1984年の健康保険法改正によって国庫負担が削減されて以来、厳しい国保運営を強いられている地方自治体が少なくない。さらに今回の三位一体の改革により、たとえば国民健康保険の保険基盤安定制度への都道府県負担は4分の1から4分の3と重くなる。その一方で、定率国庫負担は40%から34%へ軽減される。無職が大半で、高齢者が多く、加入者の所得水準が低い国保への対応としては、不十分な感が否めない。いっそう地方自治体ならびに国保加入者を苦しめることが予想される。

2005年10月からは、介護保険の利用者負担の増額（居室料金・食費などの自己負担増）が実施される。生活保護費への国庫負担の見直し（全国知事会などの地方6団体の反発もあり、継続して審議）などについては、2006年度以降の国庫負担は未定のままである。国保だけでなく、介護保険や生活保護といった社会保障分野の改革が図られている。

このような社会保障分野の見直しという名目で、増税や、利用者負担の強化、都道府県への負担の付け回しといった、安直な手法による歳入増と歳出削減、数値目標の達成を図り、帳尻を合わせることに改革が終始してはいないだろうか。国保に関する三位一体の改革の状況にみるように、単なる国庫負担率の削減ではなく、地方の裁量が拡大し、地方の自由度が広がる地方分権に連動する視座をもった、改革路線が必要である。

街頭犯罪と「犯罪空間学」あるいは「犯罪機会論」

楠本 孝

1 街頭犯罪の増加と「体感治安」の悪化

1996年以来7年連続して戦後最多を更新してきた刑法犯の認知件数は、2003年に至って漸くその増加傾向に歯止めが掛かった。95年以来7年連続して低下し続けていた検挙率も、2002年、3年と連続上昇し、刑法犯全体で見れば、わが国の「治安の悪化」も、数字の上では一服した観がある。しかし、国民が身近に「治安の悪さ」を感じる路上強盗、ひったくり等のいわゆる「街頭犯罪」と侵入窃盗、侵入強盗等のいわゆる「侵入犯罪」の認知件数は、依然高水準にある。1994年から2003年までの9年間で路上強盗は4.1倍に、ひったくりは2.5倍に、侵入窃盗は1.3倍に、侵入強盗は2.3倍になっている。こちらは依然として歯止めが掛かっていない（『平成16年版警察白書』による）。

こうした警察統計に基づく犯罪情勢の分析に「統計上のトリック」が介在する可能性は、刑事政策、犯罪学のどの教科書でも指摘されていることだが、ここ数年の「治安の悪化」については特に注意を要する。従来、警察が統計をとる際すべての被害届をカウントしていたわけではなく、「前裁き」と言って記録をとらないために統計にカウントされないものが相当数あった。その結果、刑法犯全体の認知件数は実際より非常に少なく見えるが、逆にきちんとカウントするように方針を変えれば急に伸びる。実際、そうするようにとの警察庁通達が2000年4月に出ている（河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス』（岩波書店、2004年）など参照）。この「統計上のトリック」は、何も警察が意図的に仕掛けた陰謀と言うよりは、桶川女子大生刺殺事件（1999年10月）で被害者からの再三の捜査要請を無視し続けていたことが発覚し、世論の強い批判を受けたことから警察が取った対応の結果に過ぎない。むしろ、マスコミがこうした数字の上での「犯罪の増加」を、内容を検証することなく繰り返し報道したことによって「治安悪化」のイメージが振りまかれ、これに国民が同調した結果が今日の「犯罪不安社会」を生み出した側面が強いことを指摘しておかなければならない。とはいえ、90年代後半から続いた認知件数の増加、とりわけ街頭犯罪・侵入犯罪の顕著な増加傾向を「統計上のトリック」だけで説明することはできないし、国民の「体感治安」がここまで悪化すると、これに対応するための方策が政府や警察から打ち出されるのは、その内容の可否は別として、当然のことと言える。

2 子どもを犯罪から守るための「犯罪空間学」

むしろ現下の「犯罪不安社会」がもたらした興味深い現象は、こうした治安に責任を負う公的機関だけでなく、これまで防犯とは直接関わってこなかったさまざまな方面からの「治安回復策」が提唱されるようになったことである。なかでも、『子どもはどこで犯罪にあっているか』（晶文社、2000年）という表題の書物が、犯罪学者や刑事政策学者だけでなく、一般の人々からも注目を集めている。著者の中村攻は、造園学の立場から、公園・緑地、広場、街路、自然地などのオープンスペースの計画のあり方を研究対象としている都市計画学者である。中村によれば、1988年8月から89年6月にかけて埼玉と東京で発生した連続幼女誘拐殺人事件（いわゆる「宮崎事件」）を契機として、計画的に建設された集合住宅団地のなかの公園・緑地のあり方が、防犯の視点から見直しを迫られるようになった。ところが、都市計画に「犯罪から安全なまちづくり」という視点を組み込もうとしても、従来の犯罪原因論のほとんどは、犯罪が発生する社会的要因を研究対象とする犯罪社会学と、加害者や被害者の心理分析を行なう犯罪心理学によって占められていて、子どもたちが「どこで」「どんな形で」犯罪にあっているかという「犯罪空間学」とでもいべき研究は、決定的に不足していた。そこで中村は、まず東京のベッドタウンである松戸市と市川市で、次いで都心に近い江東区と葛飾区で小学校高学年を対象に実態調査を行い、「地域の性格にかかわらず、どの小学校でも、高学年になるまでに4割前後の子どもが犯罪の危険に遭遇している」という結果を得、そこから代表的な犯罪危険箇所としてプロットされた300余の地点を見て歩いた。その結果として引き出された結論は、「犯罪危険箇所には、そこが危険箇所たりうる空間的要因が必ず存在する。そして、この空間的要因が、今日のまちづくりの結果として発生している」というものであった。公園と隣接する公共公益施設、道路と沿道住宅、区画整理で先行的に作られた公園とその後に作られる周辺の住宅などの関係が、「まち」という統一性に欠けたバラバラの部分の集合体にしかならず、そこに「人の目の届きにくい空間」=犯罪危険箇所が発生していると言うのである。

中村は、この実態調査からもうひとつ興味深い結論を引き出している。調査によれば、性的いたずら

や公然わいせつなどの「風俗犯」の被害者になった子どもが加害者を認知している割合は、「見たことがない人」が79.6%を占め、「よく見かける人」は4.6%に過ぎず、これに「たまに見かける人」(12.6%)を加えても2割にも達しなかった。また加害者の属性は、「大人(男)」が72.5%と最も多く、二番目に多かった「高校生ぐらい」の11.8%を大きく上回った。このことから中村は、子どもに対する犯罪は、圧倒的に「見たことのない成年男子」によって引き起こされていて、いわゆる地域の不良や公園などにたむろしている人によって行なわれているのではない、という結論を導き出した。急激な経済不況の中で猛烈なストレスを抱え込んだ成人男子が、そのはけ口の一つとして子どもたちに対する犯罪を引き起こしているのであって、子どもを狙うのは特殊な人たちだといって片付けてしまえない現実が存在する、と言うのである。

3 犯罪原因論から「犯罪機会論」へ?

こうした都市計画学者が「子どもにとって安全な都市計画のあり方」という視点から引き出した結論は、偶然にか、それとも必然的にか、これまた今日注目を集めつつある犯罪社会学の潮流と多くの部分で符合している。その犯罪社会学の新しい潮流とは、「犯罪機会論」というものであり、ジョージ・ケリングとキャサリン・コールズの『われ窓理論による犯罪防止』(文化書房博文社、2004年)によって我が国でも脚光を浴びるようになった。この犯罪機会論の我が国での代表的論者である小宮信夫は、次のように述べている(『NPOによるセミフォーマルな犯罪統制』(立花書房、2001年)等参照)。これまでの犯罪社会学は、犯罪者の異常な人格や劣悪な境遇など犯罪者が犯行に及んだ原因を究明し、それを除去することで犯罪を減少させようとする「犯罪原因論」が主流を成してきたが、このような犯罪原因論は結局失敗に終わった。犯罪の原因を究明することは困難であり、仮に原因を解明できたとしても、それを除去するプログラムを開発することは一層困難であったからである。そこで、欧米諸国で1980年代に犯罪原因論に代わって台頭したのが「犯罪機会論」であり、これによれば、犯罪者と非犯罪者の差異はほとんどなく、犯罪性が低い者でも犯罪機会があれば犯罪を実行するし、犯罪性が高い者でも犯罪機会がなければ犯罪を実行しない。そこで、犯罪を未然に防止しようとするれば、物的環境の設計や人的環境の改善を通じて、犯行に都合の悪い状況を作り出すことが肝要である。そして、どのような要素があれば犯行に都合の悪い状況を生み、犯罪者から犯罪の機会を奪うことができるかと言うと、それは結局、タクシートの運転席や銀行のカウンターに透明な遮蔽板を設けて身構えることであり、公園、道路、駐車場、共同住宅に監視カメラを設けて人々を威嚇することであり、地域住民が自ら「地域安全マップ」の作成に参加して地域の「縄張意識」を高めることである。そして、警察と自治体と地域住民のパートナーシップが確立されることで、コミュニティの安全レベルは格段に上昇する。要するに、「安全なまちづくり」は、見知らぬ者が入り込めないような物理的・心理的な障壁を築き、侵入したよそ者を見張る監視網を作り、一人一人の住民が「警察署長気分」になって地域の安全のために行動することによって達成されると言うのである。

4 都市防犯への工学的アプローチ

こうして中村の提唱した「犯罪空間学」的アプローチは、やがて「犯罪機会論」と結びつき、子どもを被害者とする犯罪だけでなく、街頭犯罪、侵入犯罪の多くを占める「犯行空間の選択が機会的である犯罪」全般について有効であるとされるようになる。すなわち、公園での幼児への性的いたずらだけでなく、侵入窃盗やひったくりなどは、やりやすい場所、対象を選んで行なう犯罪という共通の特性を持っている。「犯行空間の選択が機会的」であるならば、その「機会」を減らす「工夫」をすることで犯罪の予防ができると考えるのである。この観点から提唱されるのが「防犯環境設計」理論であり、そのわが国での代表的論者である小出治ら都市工学の専門家と科警研犯罪行動科学部のメンバーら警察関係者とが共同執筆した『都市の防犯』(北大路書房、2003年)は、犯罪機会論をベースとする都市防犯への工学的・心理学的アプローチの到達点といえる。そして、ここでも強調されるのが、物的環境整備だけでは十分な防犯性能は保障されず、車の両輪のように、地域住民の監視性を向上させなくてはならないという点であり、住民と行政・警察の連携を強めることの必要性である。

このように中村の『子どもはどこで犯罪にあっているか』と小出らの『都市の防犯』とは「犯罪機会論」に基づく都市計画論という共通の線上にあるのだが、両者の間には微妙な相違点があるように思う。中村が子どもたちを犯罪から守るにはどうすべきかという提言を行なうとき、「人間を守るのは人間である」という点が強調される。子どもの安全のためには、郊外的大型ショッピングセンターより地域の商店街を大事にすべきであるとか、「オートロックで自分の空間だけを守る方向ではなく、一人一人がもっと外に出かけることによってまち全体を守っていく」ことを志向しなくてはならないとの提言がなされる。それに対して、『都市の防犯』で強調されるのは電子テクノロジーを用いた監視システムや、

セキュリティの信頼性を高める最新技術としての「バイOMETリックス（行動的あるいは身体的特徴を用い、個人を自動的に特定する技術）」の有効性である。子どもや弱者を犯罪から守ることより、人の海の中に隠れている潜在的犯罪者を見つけ出し、見張る技術に関心が向けられている。

5 犯罪機会論は本当の意味での犯罪対策論たりうるか？

犯罪機会論が言うように、誰もが犯罪者になり得るのは確かだが、それを犯罪者は異質な人間と見ることへの戒めとして言うならともかく、警察関係の各種審議会の委員を務める学者が、国民はみな機会さえあれば犯罪を犯すものであるから、常時監視していなければならないと言い、地域の安全のために住民は警察や行政に協力すべきだと強調するのは、防犯を口実にした「監視社会」の正当化論ではないか、地域の安全を名目に対テロ戦争に国民を動員する仕組みを作ろうとしているのではないかと勘繰りたくなる。そこまでは言わないとしても、犯罪機会論が、犯罪の原因を研究しても仕方がないと言うとき、そこにはただ単にそれが防犯に役立たないということ以上に、「犯罪者」が持って生まれたハンディ・キャップや彼を「犯罪」に追いやった劣悪な境遇という要素を捨象して犯罪現象を捉えることで、政府が犯罪対策として本来取り組まなければならない課題を覆い隠すことになるのではないかと危惧されるのである。その意味で、中村が、自らの専門領域を逸脱するかたちで、「子どもたちに対する犯罪を引き起こしているのは、急激な経済不況の中で猛烈なストレスを抱え込んだ大人たちである」と喝破したとき、犯罪機会論の枠組みでは解決不可能な本来の犯罪対策論への入り口が見えているように思えるのだが。

【受入図書一覧】

本研究室で平成16年9月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
生活世界の環境学 - 琵琶湖からのメッセージ	嘉田由紀子
環境問題の社会理論 - 生活環境主義の立場から	鳥越皓之・桜井厚・松田素二・嘉田由紀子・大槻恵美・大西行雄
環境社会学入門 - 環境問題研究の理論と技法	船橋春俊・古川彰
環境論 - 環境問題は文明問題	岸根卓郎
環境社会学の理論と実践 - 生活環境主義の立場から	鳥越皓之
「地域」の哲学 - 生の循環	銭廣雅之
人類生態学	大塚柳太郎・河辺俊雄・高坂宏一・渡辺知保・阿部卓
変貌する大地 - インディアンと植民者の環境史	ウィリアム・クロノン
紛争の海 - 水産資源管理の人類学	秋道智彌・岸上伸啓
平成16年版 労働経済白書	厚生労働省
経済財政白書 平成16年版	内閣府
土地白書 平成16年版	国土交通省
厚生労働白書 平成16年版	厚生労働省
保育白書 2004	全国保育団体連絡会・保育研究所
女性白書 2004	日本婦人団体連合会 編
子ども白書 2004	日本子どもを守る会 編
レジャー白書 2004	(財)社会経済生産性本部
情報化白書 2004	(財)日本情報処理開発協会
ジェットロ貿易投資白書 2004年版	ジェットロ
アンケート調査年鑑 2004年版	竹内宏 編
経済要覧 平成16年版	内閣府経済社会総合研究所
労働力調査年報 平成15年	総務省統計局
消費者物価指数年報 平成15年	総務省統計局
平成16年度 補助金総覧	財政調査会
平成16年版 地方財政統計年報	(財)地方財務協会

改正地方財政詳解 平成16年度	(財)地方財務協会
家計調査年報 平成15年 (二人以上の世帯)	総務省統計局
世界システムと女性	マリア・ミース/C・V・ヴェール ホフ/V・B = トムゼン
監視カメラ社会	江下雅之
過防備都市 - もうプライバシーは存在しない	五十嵐太郎
安心のファシズム - 支配されたがる人びと	斎藤貴男
安心神話崩壊のパラドックス - 治安の法社会学	河合幹雄
環境白書 平成16年	三重県環境森林部 環境森林総務室 環境企画グループ
日本錦絵新聞集成 (CD-ROM)	土屋礼子
老人ホームの錬金術	ティモシー・ダイヤモンド/工藤政司 訳
仕事と生活が壊れていく - シンポジウム「日本の勤労者」	『経済』編集部 編
市民がつくるくらしのセーフティネット - 信頼と安心のコミュニティをめざして	川口清史・大沢真理
笑顔の大家族 このゆびとーまれ - 「富山型」デイサービスの日々	惣万佳代子
社会福祉学の方法 - アイデンティティの探求	古川孝順
女性の就業と親子関係 - 母親たちの階層戦略(双書 ジェンダー分析6)	本田由紀 編(東京大学社会科学研究所付 属日本社会研究情報センター 編集協力)
魂の労働 - ネオリベラリズムの権力論	渋谷望
地域社会と経済の再生 - 自治体の役割と課題	中山徹
近代日本における社会調査の軌跡	川合隆男
希望の未来へ - 市民科学者・高木仁三郎の生き方	七つ森書館編集部 編
性・暴力・ネーション・フェミニズムの主張4	江原由美子 編
高齢者虐待 - 実態と防止策	小林篤子
医療改革と病院 - 幻想の「抜本改革」から着実な部分改革へ	二木立
「医療費抑制の時代」を超えて - イギリスの医療・福祉改革	近藤克則
地図で見る昭和の動き - 帝国書院の復刻版地図帳 戦前、占領下、高度経済成長期	(株)帝国書院
日本医療の進路	医療経済研究会 編
割れ窓理論による犯罪防止 - コミュニティの安全をどう確保するか	G・L・ケリング/C・M・コールズ/ 小宮信夫 監訳
分権の光 集権の影 - 続・地方分権の本流へ	木佐茂男・五十嵐敬喜・保母武彦
社会保障の基本原則と将来像	芝田英昭
社会サービスと協同のまちづくり - 「構造改革」と保健・医療・介護・福祉	篠崎次男・日野秀逸
国民健康保険の改革を私たちの手で - しゅくみ・実態と政策課題	安達智則・東京民医連自治体プロジェクト
医学と人権 - 国民の医療史	野村拓
木戸孝允日記 一	日本史籍協会 編
木戸孝允日記 二	日本史籍協会 編
木戸孝允日記 三	日本史籍協会 編
「平和学をはじめ 第2版」	池尾靖志 編/山岸尚之・川村暁雄 ・松田哲・菊池真理
警察白書 平成16年版	警察庁
防災白書 平成16年版	内閣府
社会福祉の動向 2004	社会福祉の動向編集委員会
家計調査年報 平成15年(貯蓄・負債編)	総務省統計局
地方公務員給与の実態 平成15年	地方公務員給与制度研究会
地方公務員給与の実態 平成15年(別冊)	地方公務員給与制度研究会
行政機構図 2005年版	(財)行政管理研究センター
全国市町村要覧 平成16年版	市町村自治研究会
人間開発報告書 2004	国際協力出版会
地方財政要覧 平成15年12月	(財)地方財務協会
医療と国民生活 - 昭和医療史	野村拓
優生学と人間社会 - 生命科学の世紀はどこへ向かうのか	米本昌平・松原洋子・櫛島次郎・

	市野川容孝
パラサイト社会のゆくえ - データで読み解く日本の家族	山田昌弘
脱フリーター社会 - 大人たちにできること	橋本俊詔
行動する失業者 - ある集団行動の社会学	ディディエ・ドマジエール/マリア・テレザ・ピニョニ
ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制	黒川俊雄・小越洋之助
明治・大正家庭史年表 1868-1925	下川耿史(家庭総合研究会) 編
昭和・平成家庭史年表 1926-2000	下川耿史(家庭総合研究会) 編
三位一体改革 ここが問題だ	土居丈朗
どうする?生活保護「改正」 - 今、現場から(公扶研叢書1)	全国公的扶助研究会・季刊『公的扶助研究』編集委員会 編
子どもはどこで犯罪にあっているか - 犯罪空間の実情・要因・対策	中村攻
都市の防犯 - 工学・心理学からのアプローチ	小出治 監修/樋村恭一 編集
監視社会	ディビット・ライアン
近代日本の警察と地域社会	大日方純夫
安全・安心のまちづくり	児玉桂子・小出治 編
安心社会から信頼社会へ - 日本型システムの行方	山岸俊男
ファスト風土化する日本 - 郊外化とその病理	三浦展
DATA TSU	津市 市長公室政策課
imidas 2005	谷山尚義 発行/江間繁博 編集
imidas 2005 別冊付録 こんなとき、いくら必要? 暮らしのお金の本	川端和治・多田雄司・東富士子・安藤朋子・栗本修巳・全日本葬祭業協同組合連合会・パレスホテル
広辞苑 第5版	新村出 編
新明解 国語辞典 第六版 (特装版)	山田忠雄・柴田武・酒井憲二・倉持保男・山田明雄 編
次世代育成と公民館 - これからの家庭教育・子育て支援をすすめるために	(独)国立女性教育会館 編
教育改革と新自由主義	斎藤貴男
「家族」と「幸福」の戦後史 - 郊外の夢と現実	三浦展
保育所の民営化	田村和之
社会福祉調査入門	畠中宗一・木村直子
世界に学ぼう!子育て支援	汐見稔幸 編/大枝桂子 構成・文
ユニットケアという幻想 - 介護の中身こそ問われている	高口光子
個室・ユニットケア読本 実践編 特養「風の村」のハードとソフト	特別養護老人ホーム「風の村」
目で見る社会保障法教材 第3版	岩村正彦・菊池馨実
国民衛生の動向・厚生指標 臨時増刊・第51巻第9号 通巻第800号	(財)厚生統計協会 編
路上に自由を - 監視カメラ徹底批判	小倉利丸

編集後記

2004年度地研通信第2号をお送りします。今号は、新研究員3名による、地研における研究テーマの紹介号と相成りました。

楠本研究員は、街頭犯罪の増加という現実以上に、喧伝された治安悪化の問題点を指摘し、治安回復策として議論されている「犯罪空間学」と「犯罪機会論」の異同について言及しています。長友研究員は、近時の三位一体の改革が社会保障に及ぼす影響について言及し、とりわけ高齢者層の加入率の高い国民健康保険に関して、保険料の高騰と未払い者の増加との悪循環について指摘しています。成澤研究員は、有事法制の基本的しくみと目的を検証し、「国民保護」が単なる住民の避難に終始するならば、災害時同様、地方自治体がイニシアティブをとることが望ましく、日本国憲法の理念に沿った冷静な議論の必要性を説いています。いずれも今日的課題であり、研究の成果が期待されます。(K)